

Protiviti Japan Report

不正防止方針書サンプル

不正防止方針書サンプル

作成者：

承認者：

改訂日：

発効日：

経営者は責任を持って横領、不正流用およびその他の不正行為の発見に努める。経営陣に属する一人一人が自分の担当分野において発生しうる不祥事のタイプを熟知し、不正のいかなる兆候に目を配るものとする。

不正行為を発見した場合あるいは不正行為が疑われる場合は、それがいかなるものであろうと、直ちに不正検査部門（FEU）に報告しなければならない。FEUは法務部およびその他の社内外の影響を受けるところと連携して、あらゆる調査活動の調整を行う。

1 本方針の適用範囲

本方針の条項は、自社従業員が関与している不正行為や不正行為疑惑のみならず、株主、ベンダー、自社と取引のある従業員を擁する社外代理店ならびに未知の当事者が関与しているあらゆる不正行為や不正行為疑惑にも適用される。

調査活動は不正行為の被疑者の勤続年数、地位／肩書きまたは人脈にかかわらず、いかなるものに対しても実施される。

2 不正とみなされる行為

横領、不正流用およびその他の財務的不正という用語が意味するものとして次の例が挙げられるが、これらに限定

されるわけではない：

- あらゆる不正または詐欺的行為
- 株主に帰属するあらゆる書類または口座の偽造または改ざん
- 小切手、銀行手形またはその他の金融関係書類の偽造または改ざん
- 資金、有価証券、物品またはその他の資産の不正流用
- 現金取引または金融取引に関する不正操作または不正報告
- 証券業務関連のインサイダー取引による不当利益行為
- 自社が行っているまたは計画している証券業務に関する情報の第三者への漏洩
- 自社にサービス／原材料を供給しているベンダーまたは個人からの相当価値の物品の收受または要求 [個人ではなく従業員のグループを対象とした金額にして(50ドル) 未満のキャンディや花などのギフトを除く]
- 記録、什器、備品または機材の破壊または紛失
- [自社特有の類似または関連不正行為]

3 不正とはみなされない不品行な行為

道徳上、倫理上または品行上のいずれかの個人的な不祥事または不品行な行為は、FEUではなく部門管理者および人事労務管理部が解決するものとする。

ある行為が企業に対する不正とみなすべきものか否かについて疑問がある場合には、FEU部長に相談することとする。

※ 本方針は公認不正検査士協会出版のジョセフ・T・ウェルズ (CFE, CPA) 著「不正検査士マニュアル」から引用した。

4 調査責任

調査の第一義的責任はFEUが負う。調査により不正行為の発生が明らかになった場合は、FEUは担当役員に対して報告書を提出するとともに、しかるべき場合には監査委員会を通して取締役会にも報告書を提出する。

問題を訴追するか、あるいは適切な法的執行機関および／または規制当局の独立した捜査に委ねるかの決定は、事件の処理に関する最終決定同様リーガルカウンセルとトップマネジメントと相談のうえで下すものとする。

5 守秘義務

FEUは、不正または詐欺的行為を疑う従業員から入手した関連情報を極秘の扱いとする。不正疑惑を抱いた従業員は直ちにFEUに連絡する。自ら調査を行ったり、不正疑惑に関連した事情聴取／尋問を行ってはならない(後出の『報告手続』を参照)。

FEUが実施した調査の結果については、職務および責任を遂行するうえで当然承知していなければならない関係者を除いて、何人に対しても開示したり話し合ったりしてはならない。このことは不正行為の容疑をかけられたものの、その後潔白であることが判明した者の名誉を傷つけないようにするうえでも、また会社が民事責任を問われることのないようにするうえでも重要なことである。

6 不正疑惑の調査権限

FEU部長が最善と考える場合には、担当役員と相談のうえで、FEU部員に次の権限と義務を持たせるものとする:

- 自社所有であるか賃借であるかにかかわらず、会社敷地内への立ち入りを管理し、さらに／あるいは会社敷地内に自由に立ち入る権限および義務。
- ファイル、デスク、キャビネットおよびその他の会社敷地内にある保管施設の内容物の全部または任意の

一部を、かかる品目または施設を使用または保管できる立場にある者に対して事前通知することなくまたは承諾を得ることなく、検査、コピーおよび／または持ち出す権限および義務。

7 報告手続

不祥事または不正行為疑惑の調査に際しては、誤った告発を行ったり調査中の被疑者に警戒感を与えないように、最大限の注意を払わなければならない。

不正行為を発見した従業員、もしくは不正行為があるのではないかと疑っている従業員は、直ちにFEUに連絡しなければならない。被疑者およびその弁護士または代理人からの問い合わせはすべてFEUまたは法務部に対してなされなければならない。

従業員がそうした問い合わせを受けた場合は、“私はこの問題に関して話し合う立場にない”と回答するのが適切な対応である。いかなる状況にあっても、「あなたのしたこと」、「犯罪」、「不正」、「偽造」、「不正流用」などの具体的な表現を用いてはならない。

報告者は次の制約を厳守しなければならない:

- 真相究明または損害賠償の要求をしようとして被疑者と接触してはならない。
- 法務部またはFEUから特に求められた場合以外は、事件、真相、疑惑または申し立てについて部外者と話し合ってはならない。
- FEU、法務部または当該部門内の当然承知していなければならない者以外の社内の何人とも、真相について話し合ってはならない。

※ 本方針は公認不正検査士協会出版のジョセフ・T・ウェルズ (CFE, CPA) 著「不正検査士マニュアル」から引用した。

8 解雇

調査の結果、ある者の解雇を勧告することになった場合は、かかる処分を行う前に人事統括責任者と必要なら

ば外部法律顧問のレビューを仰ぎ、承認を得るものとする。

9 所管

本方針の管理、解釈および適用にはFEU部長が責任を負う。

※ 本方針は公認不正検査士協会出版のジョセフ・T・ウェルズ (CFE, CPA) 著「不正検査士マニュアル」から引用した。

株式会社プロティビティ ジャパンについて

米国において、エグゼクティブの人材派遣の先駆者であり、最大手のRobert Half International Inc.(RHI:NYSE上場)が、新たなビジネス戦略の柱として、2002年6月に解散した米Arthur Andersen LLP.のリスクコンサルティング部門を、メソドロジ、データ等を含め1億ドルで買い取り、ビジネス並びにITに関わるリスクコンサルティングと内部

監査を専門とする会社を、Protiviti Inc.として設立しました。プロティビティ ジャパンは、アンダーセンのメンバーファームであった朝日監査法人のリスクコンサルティングの人材を中心に、Protivitiのアジア・パシフィックの拠点として設立されました。現在は世界各国で、54ヶ所の事務所と約2,300名のコンサルタントが稼動しております。また、米国企業改革法において、国内外で大変豊富なコンサルティング実績をもっており、特に日本国内においての実績及び内容については、非常に高い評価をいただいております。

■ お問合せ先

株式会社プロティビティ ジャパン 営業部
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3
大手センタービル22F
TEL:03-5219-6600 FAX:03-3218-5533